

役員業務に関する細則

平成30年4月29日

規約（第14条・第15条）および施行細則（第3条）により役員業務を次のとおり定める。

第1条（役員職務）

役員職務は規約第14条による。

第2条（監事職務）

監事職務は規約第15条による。

第3条（監査手続）

定期監査は毎年度会計決算書作成後、通常総会開催までの期間に行う。場所は10日前までに文書をもって理事長が監事に通知する。

2 臨時監査を要する場合には、監査すべき事項および理由を文書で監事から理事長に通知する。理事長は受理した日から30日以内に監査期日と場所を指示するものとする。

第4条（監査報告）

監査終了後は速やかに監査報告書を理事長に提出するものとする。

第5条（監査経費）

当該監査に関する旅費その他の経費は、当連盟会計細則に定めるところによる。

第6条（権限の行使）

規約第15条第3項および第4項に関する監事権限の行使に当たっては、監事全員の合意によらなければならない。

第7条（監査記録）

監事は毎年度実施した業務内容を記録して事務局に保管し、次期監事に申し送るものとする。

第8条（付則）

この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。

2 この細則は平成30年4月29日より施行する。